2　肥料の名称の変更

登録番号　生第91680号
変更前　グッドパートナー
変更後　グッドパートナー38
登録番号　生第93475号
変更前　緩効性窒素入り長効
変更後　緩効性窒素入り長効1号
登録番号　生第102263号
変更前　新越後50
変更後　越後50
登録番号　生第100737号
変更前　30沈殿りん酸石灰
変更後　30沈澱りん酸石灰

○農林水産省告示第五百九十九号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成三十年三月二十六日

農林水産大臣　齋藤　健

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成三十年六月二十一日　第六号
二　登録外国認定機関の名称及び住所
　APA－エンジニアード・ウッド協会　アメリカ合衆国　ワシントン州　タコマ市　南十九番通り　七千十一番地　九万八千四百六十六
三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類
　合板、集成材、構造用パネル、単板積層材及び直交集成板
四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　北米、南米、ヨーロッパ、オーストラリア及びニュージーランド
(2)　認定を行う事業所の所在地
　アメリカ合衆国　ワシントン州　タコマ市　南十九番通り　七千十一番地　九万八千四百六十六

○農林水産省告示第六百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月二十六日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　青森県弘前市大字兼平字山下林添七八、一〇六の一（次の図に示す部分に限る。）、字長ケ沢二二の三、二二の五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県庁及び弘前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月二十六日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市大字池田字大谷七五一（次の図に示す部分に限る。）、七四八、八八〇の一、八八〇の二八
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字大谷七四八（次の図に示す部分に限る。）、七五一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月二十六日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　大分県日田市前津江町大野字大平一八八一の一、一八八一の二、一八八二から一八八六まで、一八九四、一八九七、一八九九、一九〇〇、一九〇四、字坂ノ下三〇〇七
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字大平一八八二・一八八三・一八九四・一八九七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月二十六日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　大分県日田市大字小野字森ノ上一三七二・一三七三・一三七五の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一三五五の一、一三五五の二、一三六六、字池ノ本一三九四・一三九五の二・一三九六・一四〇〇・一四〇五の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一三八三、一三八九の二、一三九〇から一三九二まで、一三九三の一、一三九三の二、一三九七、一四〇五の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字森ノ上一三五五の一・一三六六・一三七三・字池ノ本一三九四・一三九七・一四〇〇・一四〇五の一・一四〇五の二（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県庁及び弘前市役所に備え置いて縦覧に供する。）